

毎週 月・水・金曜日発行

熊本県公報

目次

告示	平成十三年度地籍調査事業計画の変更	(農村整備課)	—
	都市計画事業(都市公園)の認可	(都市計画課)	—
	道路の区域変更	(道路維持課)	二
	道路の供用開始	()	二
	生活保護法による指定医療機関の指定辞退	()	二
	指定居宅介護支援事業所の指定	(医療福祉課)	三
公告	(高齢保健福祉課)	()	三
	土地改良区役員の就任	(農村計画課)	三
	土地改良区役員の退任及び就任	()	三
	県営土地改良事業計画変更	()	四
	大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見	(農工政策課)	四
	ふるさと熊本の本木の登録	(自然保護課)	五
	土地改良区役員の退任	(農村計画課)	五
	県営土地改良事業計画変更	()	五
	()	()	五
	()	()	五
	図書購入に係る一般競争入札の実施	(男女共同参画課)	六

登載 依頼

環境審議会水保全部会の会議の開催
沿岸漁業構造改善協議会の会議の開催

(環境審議会) 七
(沿岸漁業構造改善協議会) 七

告示

熊本県告示第三百三十五号

平成十三年五月二日熊本県告示第三百十七号(平成十三年度地籍調査事業計画)の一部を次のように改め、平成十四年二月二十二日から適用する。

平成十四年二月二十二日

水俣 市月浦、浜、袋及び深川の各一部
熊本県知事 潮 谷 義 子

水俣 市月浦、浜、袋、深川、市渡瀬及び宝川内の各一部
に

改める。

熊本県告示第三百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 施行者の名称 益城町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画公園事業
- 三 事業施行期間 平成十四年二月二十二日から平成十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 上益城郡益城町大字木山字前田地内
上益城郡益城町大字福原字樋ノ口地内
使用の部分 なし

熊本県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年二月二十二日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員		延長		備考
			前	後	前	後	
一般国道	四四二号	阿蘇郡南小国町大字満願寺字瀬の本 同 所 五六三九番二地先から 同 字 五六四〇番二地先まで	前	後	前	後	国道改
			二〇・〇	二〇・〇	四〇・〇	四〇・〇	
一般県道	熊本本線	熊本市萩原町 九八番一地先から 同 所 一〇三番一地先まで	前	後	前	後	条工事
			七・〇	七・〇	六八・二	六八・二	

二 区域変更する期日 平成十四年二月二十二日

熊本県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年二月二十二日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員		延長		備考
			前	後	前	後	
一般県道	湯浦線	葦北郡芦北町大字野瀬字岩下 九八三番三地先から 同 字 同 番 地先まで	前	後	前	後	単防災
			一三・一	一四・一	三三・四	三三・四	
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字豊岡字井料 二五四番三地先から 同 字 二五四番四地先まで	前	後	前	後	単交安
			七・五	九・一	六四・五	六四・五	
一般県道	山水俣出水線	水俣市大字湯出字白岩 一九四五番一地先から 同 字 同 番 地先まで	前	後	前	後	単防災
			九・四	九・四	四三・六	四三・六	
一般県道	山鹿線	鹿本郡鹿央町大字広字水原前 一二六〇番一地先から 字楠木元 一〇九五番一地先まで	前	後	前	後	単橋改
			一〇・〇	一〇・八	九二・〇	九六・三	

二 区域変更する期日 平成十四年二月二十二日

熊本県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道

路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十四年二月二十二日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本 人吉線	人吉市合ノ原町字野々下 一四八五番一地从先から 字山入 一八〇番一地从先まで	二四〇・〇	緊道整

二 供用開始する期日 平成十四年二月二十四日

熊本県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年二月二十二日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本 浜本線	熊本市萩原町 九八番一地从先から 一〇三番一地从先まで	六八・二	二十四条 工事

二 供用開始する期日 平成十四年二月二十二日

熊本県告示第四百一十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、次の

指定医療機関から辞退の届出があった。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	辞退年月日
福田医院	福田 郁夫	鹿本郡鹿央町岩原一四〇二	平成十四年二月九日

熊本県告示第四百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
 平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
堤病院居宅介護支援事業所「げんき」 人吉市下林町二百三十二番地	医療法人 回生会	平成十四年二月十三日

公 告

熊本県告示第四百十四号

八代市八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり就任した旨届出があった。
 平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

就任	役員名	氏名	住 所
	理事	福嶋 達期	八代郡鏡町大字貝洲一五六番地

熊本県告示第四百十五号

阿蘇郡白水村白水村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

退任

役職名	氏名	住 所
理事	桐原夏雄	阿蘇郡白水村大字両併一九九〇番地
"	真相公憲	阿蘇郡白水村大字白川二〇四六番地
"	梅田晃作	阿蘇郡白水村大字吉田一三〇七番地の三
"	倉岡貞信	阿蘇郡白水村大字一関一三〇番地
"	倉原精士	阿蘇郡白水村大字中松二八八六番地の三
"	渡辺豊次	阿蘇郡白水村大字中松二七九八番地
監事	高宮孝男	阿蘇郡白水村大字白川二五三番地
"	高宮由雄	阿蘇郡白水村大字中松四一八八番地の一

就任

役職名	氏名	住 所
理事	桐原夏雄	阿蘇郡白水村大字両併一九九〇番地
"	田上未春	阿蘇郡白水村大字白川六三七番地
"	藤川 尊	阿蘇郡白水村大字吉田四五五番地
"	松岡隆敏	阿蘇郡白水村大字一関二七〇番地
"	高宮由雄	阿蘇郡白水村大字中松四一八八番地の一
"	渡邊静雄	阿蘇郡白水村大字中松二三八三番地の一
"	田尻敬夫	阿蘇郡白水村大字吉田八四四番地の三
監事	大津洋二	阿蘇郡白水村大字一関一〇二番地の一

熊本県公告第百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成七年四月十二日確定した県営郡浦地区土地改良事業（農業用道路）の計画の一部を変更したので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

一 事業計画変更の概要

県営郡浦地区土地改良事業（農業用道路）計画変更概要書

二 公告場所

三角町役場

熊本県公告第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成九年六月十二日確定した県営不知火中腹地区土地改良事業（農業用道路）の計画の一部を変更したので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

なお、この計画変更により新たに編入される地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益をしているもので、その農用地又は土地についてこの県営土地改良事業に参加しようとするものは、同法第三条の規定により平成十四年三月八日までには不知火町農業委員会に申し出ること。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

一 事業計画変更の概要

県営不知火中腹地区土地改良事業（農業用道路）計画変更概要書

二 公告場所

不知火町役場

熊本県公告第百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により天水町から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二〇二〇堂天水店 玉名郡天水町部田見字参番二二六三

二 市町村意見の概要

特になし

三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局振興調整室

平成十四年二月二十二日から平成十四年三月二十一日まで

熊本県公告第百十九号

次に掲げる樹木について、「ふるさと熊本の本樹木」の登録をしたので、ふるさと熊本の本樹木の登録に関する要項（昭和五十五年熊本県告示第百十九号）第五条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

登録番号	名 称	樹 種	所 在 地
一一三	金目の大山桜	やまざくら	上益城郡御船町七倉字下金目二九〇二
一一四	毘沙門堂のしだれ桜	しだれざくら	上益城郡御船町滝尾字下梅木

熊本県公告第百二十号

玉名市玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

退任 役職名	氏 名	住 所
理事	田代 浩二	玉名市大浜町三三四一番地

熊本県公告第百二十一号

玉名市玉名市土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

退任 役職名	氏 名	住 所
理事	田代 浩二	玉名市大浜町三三四一番地

熊本県公告第百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成三年十一月十一日確定した県営南小国西部地区土地改良事業（農業用道路）の計画の一部を変更したので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

一 事業計画変更の概要

県営南小国西部地区土地改良事業（農業用道路）計画変更概要書

二 公告場所

阿蘇町役場

南小国町役場

熊本県公告第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成十年十二月二日確定した県営蘇陽西部地区土地改良事業（農業用道路）の計画の一部を変更したので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

なお、この計画変更により新たに編入される地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益をしているもので、その農用地又は土地についてこの県営土地改良事業に参加しようとするものは、同法第三条の規定により平成十四年三月八日までに蘇陽町農業委員会に申し出ること。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

一 事業計画変更の概要

県営蘇陽西部地区土地改良事業（農業用道路）計画変更概要書

二 公告場所

蘇陽町役場

熊本県公告第百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営山東地区土地改良事業（区画整理）計画を変更したので、同条第六項で準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立てられたい。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

一 縦覧に供する書類の名称

県営山東地区土地改良事業（区画整理）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月二十三日から平成十四年三月十四日まで

三 縦覧場所

植木町役場

泗水町役場

熊本県公告第二百二十四号の二

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十四年二月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

一 競争入札に付する事項

1 調達物品及び数量 女性問題に関する図書 二、三九九冊

2 調達物品の仕様等 仕様書による

3 納入期限 平成十四年三月二十九日

4 納入場所 熊本市手取本町八番九号

くまもと県民交流館「情報ライブラリー」

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四に該当しない者

2 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和三十九年熊本県告示第三百八十六号）に基づき必要な資格を得ている者

三 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県環境生活部男女共同参画課事業推進班

電話 ○九六一三八三一一一一 内線七四二二

2 入札説明書の交付

(一) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(二) 交付期限は、平成十四年二月二十六日までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成十四年二月二十七日 午前十一時から

(二) 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県庁舎本館六階男女共同参画課分室

4 入札書の提出方法

三の3記載の入札場所に、持参するものとする。

四 入札に関する事務を担当する部局の名称等

三の1記載のとおりとする。

五 その他

1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

2 入札保証金

見積もった金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の百分の五以上の金額を三の3記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(一) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 入札に参加しようとする者が、過去二箇年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

3 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

(一) 当該入札において、契約金額の百分の十以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 過去二箇年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

4 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。

5 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

6 最低制限価格

設定しない。

7 契約書作成の要否

要

8 その他詳細は入札説明書による。

登 載 依 頼

熊本県環境審議会公告第三号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成十四年二月二十二日

熊本県環境審議会

会長 竹内 重年

一 開催日時

平成十四年二月二十六日(火)

午前十時から正午まで

二 開催場所

熊本市水前寺公園二十八―五十一

熊本テルサ 二階 「ひばり」

三 議題

平成十四年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画について
傍聴者の定員
十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会の許可を得た上で、会場に入ることができる。

2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県環境審議会水保全部会事務局(熊本県環境生活部環境保全課水保全対策室水質保全班)
(電話〇九六一三三三一一一 内線七三五六)

熊本県沿岸漁業構造改善協議会公告第一号

平成十三年度熊本県沿岸漁業構造改善協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成十四年二月二十二日

熊本県沿岸漁業構造改善協議会

一 開催日時

平成十四年三月七日(木)

午後一時三十分

二 開催場所

県庁本館十一階 第二共用会議室

三 議題

1 平成十三年沿岸漁業漁村振興構造改善事業の実施状況について

2 漁業経営構造改善事業について

3 平成十四年度漁業経営構造改善事業計画について

4 水産物産地市場再編整備計画について

5 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の許可

発行所 熊本県
平成十四年二月二十二日
印刷 熊本県

を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県林務水産部水産振興課基盤整備係

(電話〇九六―三八三―一一一 内線五六九七)

印刷所

熊本県国府四丁目一〇番八
株式会社 秀巧
電話代〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%